

中央区防災会議条例及び中央区国民保護協議会条例の委員数の見直しについて

- ☞ 中央区防災会議条例及び中央区国民保護協議会条例で定める委員数について、令和7年4月の本区の組織改正に伴い委員の追加を行う必要が生じたことから条例の一部改正を行う。

1 内容

各条例で定める委員の数を以下のとおり改正する。

	現行	改正後
中央区防災会議条例	60人以内	70人以内
中央区国民保護協議会条例	60人以内	70人以内

2 改正を要する条例

- 1 中央区防災会議条例（昭和38年3月中央区条例第13号）
- 2 中央区国民保護協議会条例（平成18年3月中央区条例第11号）

3 施行予定日

公布の日